

★ 広島県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第二十八号）  
（総務課）

広島県行政手続条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第四号）の施行期日は、令和八年五月二十一日とすることとした。

★ 広島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（総務課）

一 改正の要旨

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年五月二十一日

★ 広島県聴聞等規則の一部を改正する規則（規則第三十号）（総務課）

一 改正の要旨

行政庁が聴聞の審理を公開する場合において、公示事項を公示する方法を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年五月二十一日

★ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（健康危機管理課）

一 改正の要旨

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、避難所の設置等に係る支出の限度額を改めるなどの改正を行った。

二 施行期日

令和八年五月十四日